

京都市中京区民まちづくり支援事業補助金交付要綱

平成24年4月1日 制 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域のつながりの促進、多様な主体との交流又は文化・学藝の継承等を目的とした、区民主体のまちづくり事業を支援する、中京区民まちづくり支援事業補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 京都市補助金等の交付等に関する条例をいう。
- (2) 要綱 京都市中京区民まちづくり支援事業補助金交付要綱をいう。
- (3) 補助金 中京区民まちづくり支援事業補助金をいう。
- (4) 区民 中京区内に居住し、若しくは通勤、通学する者又は中京区内で事業活動その他の活動を行う者をいう。
- (5) 補助対象団体 中京区のまちづくりのために、中京区内で活動する任意団体又は法人（以下「団体等」という。）で、同一年度内に要綱第4条に基づく補助金の交付の対象となっていない団体等のうち、要綱の趣旨に沿う次のいずれかの枠に該当するものをいう。

ア スタートアップ応援枠

中京区役所が主催する「中京クーチャーセンター」の中で議論され磨かれた事業に取り組む団体等

イ スタートアップ学生応援枠

中京区役所が主催する「中京クーチャーセンター」の中で議論され磨かれた事業に取り組む団体等の内、特に学生等が主体となり取り組む団体等

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、要綱第5条の規定に基づいて交付の申請を行う年度内に中京区内で実施するまちづくり事業のうち、発展と継続が期待できる事業で、次の各号いずれかに該当するものとする。ただし、政治、宗教、営利を目的とする事業、補助金の交付決定までに完了する事業及び要綱に基づく補助金の他に条例第2条第1項第1号に定める補助金等を受けている事業、中京区民の自由な参加を認めない事業は除く。

- (1) 地域のつながりの促進又は子育て支援に資する事業
- (2) 安心・安全なまち、健康づくり又は多様な主体との交流に資する事業
- (3) 文化・学藝の継承又は環境への配慮に資する事業

2 同一事業への補助金の交付は、1年度を限度とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるところにより、予算の範囲内において区長が決定する。

- (1) 要綱第2条第1項第5号アの規定に基づく場合は、交付対象事業に要する経費相当分の4分の3の額で、100,000円を超えない範囲で交付対象事業に要する経費相当分とする。
- (2) 要綱第2条第1項第5号イの規定に基づく場合は、100,000円を超えない範囲で交付対象事業に要する経費相当分とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、区長が定める期間内に、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 中京区民まちづくり支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 事前着手届(第2号様式)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(交付の決定及び標準処理期間)

第6条 区長は、前条により定めた期間が満了した日の翌日から起算して60日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

- 2 区長は、前項の規定により交付を決定したときは、中京区民まちづくり支援事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、不交付を決定したときは、中京区民まちづくり支援事業補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、それぞれ当該補助対象団体に通知するものとする。
- 3 区長は、前項の規定により決定をしようとするときは、要綱第2条第1項第5号ア及びイに規定する補助対象団体による申請については、「中京クーチャーセンター」における専門的知見を有する学識経験者等(2名以上)による協議の場において、それぞれ意見を聴取する。

(変更等の承認の申請)

第7条 条例第11条第1項第1号及び第2号による補助事業等の内容若しくは経費の配分の変更又は中止に係る市長等の承認の申請は、中京区民まちづくり支援事業変更・中止承認申請書(第5号様式)により行うものとする。

- 2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。
 - (1) 補助目的の変更をもたらすものでなく、計画の変更がより能率的な補助目的達成に資すると考えられる場合
 - (2) 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部の変更である場合
- 3 区長は、第1項の規定による申請があった場合においては、これを審査し、変更又は中止の必要を認めるときは、これを承認し、中京区民まちづくり支援事業補助金交付変更決定通知書(第6号様式)又は中京区民まちづくり支援事業補助金交付中止決定通知書(第7号様式)により、当該補助対象団体等に通知するものとする。

(事業完了の報告等)

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が終了した日の翌日から起算して30日以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次の各号に掲げる書類により行なうものとする。

- (1) 中京区民まちづくり支援事業完了報告書(第8号様式)
- (2) 収支決算書(第9号様式)
- (3) 事業報告書
- (4) 交付対象事業に要した経費の領収書の写し
- (5) 事業の実施状況写真、チラシ等の成果物
- (6) その他区長が必要と認める書類

2 補助対象団体は、中京区役所が主催する報告会等で、必要な文書、図画及び電磁的記録等を用いて事業の報告をしなければならない。

(補助金の交付額の決定等)

第9条 区長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、同条に定める書類の審査及び現地調査等の方法により、補助事業等の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは補助金の交付額を決定し、中京区民まちづくり支援事業補助金額確定通知書(第10号様式)により、当該補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 要綱第6条第2項の規定に基づき補助金の交付決定を通知された補助対象団体は、通知された額の2分の1以内において条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けることができる。

2 前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、中京区民まちづくり支援事業補助金概算払請求書(第11号様式)を区長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。